

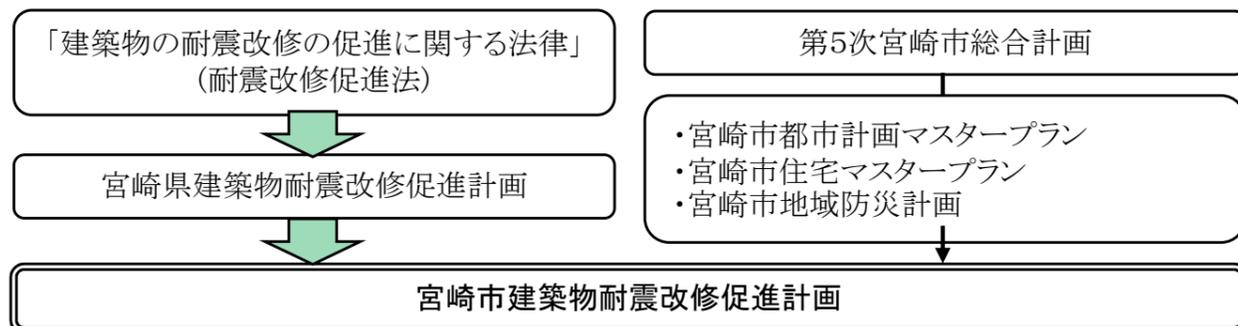
宮崎市建築物耐震改修促進計画(令和5年3月一部改訂)【概要版】

第1 計画の目的等

(1) 計画の目的

平成18年の法改正により、市内の住宅・建築物の耐震化の促進を図るため市促進計画を策定し、既存建築物等の計画的な耐震診断及び耐震改修を促進することで耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりを目指します。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画期間

平成30年度から令和9年度(10年間)

(4) 計画対象

既存耐震不適格建築物(昭和56年5月以前に着工した建築物で耐震性が明らかでない建築物)

第2 耐震化の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模及び想定される被害の状況(宮崎市防災アセスメント調査報告書)

南海トラフ巨大地震における本市の被害想定(マグニチュード9.1クラス 最大震度7)

死者数:約3,000名 全壊建物数:約29,000棟

(2) 耐震化の現状と目標

()は内数を指す。

建築物の種類	住宅		特定建築物				全体	
	耐震化率	耐震化率(目標)	民間		市有施設		耐震化率	耐震化率(目標)
計画策定年月			耐震化率	耐震化率(目標)	耐震化率	耐震化率(目標)	耐震化率	耐震化率(目標)
平成20年3月	72.2% 〔H17年度末〕	90% 〔H27年度まで〕	71.8% 〔H17年度末〕	80%以上 〔H27年度まで〕	86.3% 〔H17年度末〕	90%以上 〔H27年度まで〕	75.2% 〔H17年度末〕	-
平成30年3月	83.4% 〔H28年度末〕	90% 〔R4年度まで〕	81.7% 〔H28年度末〕	-	100% 〔H28年度末〕	100% 〔R4年度まで〕	85.9% 〔H28年度末〕	95% 〔R4年度まで〕
令和5年3月	92.0% (木造戸建88.3%) (木造共同住宅等82.0%) 〔R3年度末〕	概ね解消 (木造住宅95%) 〔R9年度まで〕	86.1% 〔R3年度末〕	-	100% 〔R3年度末〕	100% 〔R9年度まで〕	87.5% 〔R3年度末〕	95% 〔R9年度まで〕

* 「耐震化率(%)」=耐震性のある建築物等/建築物等の総数

* 住宅は、木造・非木造の戸建、長屋、共同住宅。

* 木造住宅は、木造の戸建、長屋、共同住宅。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(※抜粋)

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として認識することが不可欠です。そのため、所有者に対する耐震性に関する意識の向上、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を受けられる環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行います。国等の支援制度(耐震改修促進税制等、耐震改修融資制度等)の周知を図ります。

(3) 危険ブロック塀等対策の推進

大規模地震の発生でコンクリートブロック塀等の倒壊により通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたり、さまざまな問題が発生する可能性があります。令和元年度から倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却を推進し、地震発生時の市民の安全確保及び安全な避難、緊急車両等の通路確保を図り、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進しています。

(4) 屋根の耐風診断及び耐風改修の推進

令和2年12月に建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)が改正され、瓦屋根に対する緊結方法の基準が強化されました(令和4年1月1日施行)。強風による被害が想定されることから、市内全域に対して強風や地震による建築物の屋根の被害を防止を推進し、市民生活の安全確保を図ることで安全で安心な災害に強いまちづくりを推進していきます。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組みます。

- 地震被害想定結果等の周知
- パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催
- リフォームにあわせた耐震改修への誘導
- 地域との連携
- 相談体制の整備及び情報提供の充実

第5 建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修の指導等のあり方

法改正により、住宅をはじめとするすべての既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震化に努めることとされたことから、市は以下の事項に取り組みます。

- 法による耐震診断及び耐震改修の指導等の実施
- 耐震診断及び耐震改修の指導等の方法
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施

第6 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組みます。

(1) 国、県及び関係団体との連携

国の基本方針、県の促進計画を踏まえ、国・県の支援制度を活用するなど耐震化の支援を進め、また建築関係団体等との連携を図るとともに、啓発等を行っていきます。

(2) その他

特定建築物の耐震化に関する管理台帳を整備し、耐震化の進捗状況の把握を行い、早期の耐震診断及び耐震改修についての指導、助言を行います。